

## 小規模保育事業における3歳以上児受入について

### ○概要

小規模保育事業は3歳未満（2歳児クラス）までの保育が原則となりますが、仙台市では、保護者の皆様の保育の選択肢を広げる観点から、現在小規模保育事業を利用している児童が、下記の条件を満たし、かつ、引き続き同一施設の利用を希望する場合、3歳児の受入れを実施することとしました。

- (1) 小規模保育事業実施施設において特別支援保育を受けている児童の保護者が、3歳児クラスの利用開始にあたり当該施設の利用を希望し、施設側で受入可能と判断した場合
- (2) 同一の小規模保育事業実施施設で兄弟姉妹が利用している（クラス別に複数名入所している）場合において、引き続き保護者が3歳児クラスの利用開始にあたり同一施設の利用を希望し、施設側で受入可能と判断した場合

### ○取扱実施日

令和7年4月1日付利用分より

### ○対象者

令和6年11月16日時点で小規模保育事業を利用している児童のうち、上記要件を満たす児童（令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた児童に限る）

### ○利用にあたって

#### ① 要件（1）について

- ・施設側の判断によっては、5歳児クラスまでの利用が可能です。
- ・実施可能な施設は各施設の運営・設備等の状況により異なります。必ず事前に施設側に受入れに関してご相談をお願いいたします。

#### ② 要件（2）について

- ・令和7年度は3歳児クラスのみ実施いたします。
- ・翌年度（令和8年4月）以降の取扱い（4歳児クラス以降の受入れ）については、未定です。決まり次第お知らせいたしますが、場合によってはご利用できない可能性があることをあらかじめご承知いただいたうえで施設へご相談ください。なお、同年度末で受入終了となる可能性があるため、令和8年4月1日付利用にかかる利用調整において加点（10点）いたします。

#### ③ 要件（1）（2）共通

- ・継続利用を希望する場合は、保育所・認定こども園への4/1新規利用申込はできません。

### ○利用までの流れ

#### ① 施設に相談

3歳になっても利用が可能かどうか、利用中の施設に事前相談の上了解を得てください。

#### ② 施設を経由し区役所に必要書類を提出

区役所が指定する日（令和6年11月25日（月）予定）までに、利用中の施設あてに以下の必要な書類を提出してください。

##### <提出書類>

- 利用継続届出書（保育を必要とすることを証明する書類等の添付書類が必要です）
- 小規模保育事業（3歳児利用継続）届出書
- 特別支援保育継続同意書（要件（1）の場合のみ）

<制度・実施施設に関するお問い合わせ>

※対象施設

令和6年11月1日以降に以下のホームページに掲載予定です。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushisetsu.html>

二次元コード



担当課	電話番号
こども若者局 幼保企画課 調整係	(直通) 022-214-8185

<申込手続き等お問い合わせ>

区	担当課	電話番号	内線
青葉区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-225-7211	6763
宮城総合支所	保健福祉課 保育給付係	(代) 022-392-2111	5444
宮城野区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-291-2111	6763
若林区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-282-1111	6763
太白区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-247-1111	6763
泉区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-372-3111	6763